

生きがいづくり講座
作品展

- 日時：12月2日(土)・3(日)午前9時～午後3時
- 場所：那須与一伝承館多目的ホール
- 費用(入場料)：無料
- 内容：『高齢者生きがいづくり講座』による作品展(陶芸・竹工芸・レザークラフト)
- ※高齢者生きがいづくり講座とは、高齢者の経験と知識を生かし、その希望と能力に応じ社会的活動を行う場を提供し、高齢者の心身の健康と生きがいの増進を図ることを目的に左記の場所で講座を開講しています。
- 平成29年度実施講座
- 場所：「工房わかくさ」
- ▼陶芸講座▼竹工芸講座▼レザークラフト講座
- 場所：「佐良土多目的交流センター」
- ▼陶芸講座
- 場所：「黒羽希望の家」
- ▼陶芸講座
- 問 高齢者幸福課 東1階
TEL (23) 8740

聞こえと難聴の悩み・
補聴器相談会と交流

- 補聴器などの装用を検討している方、難聴かと悩んだり、聞こえに不自由を感じている方やそのご家族・友人・介護者などを対象に相談講座と交流会を行います。コミュニケーションに配慮しますので、聞こえない方でも安心して参加できます。
- 日時：12月9日(土)
- ▼相談会：午前10時～正午(相談受付：午前11時まで)
- ▼コミュニケーション体験・交流会：午後1時～3時(受付：午後1時まで)
- 場所：西地区公民館1階会議室1・2
- 聞こえの悩み相談：身体障がい者相談員などが相談にのります。(聞こえの悩み・難聴者の意思疎通の方法など)
- ▼「耳マーク」を使って難聴の不安を軽減できます。
- ▼病院の診察や地域の会合などで聞こえず困った時、要約筆記者に訳してもらったことが市町の派遣制度で利用できます。
- 補聴器相談：補聴器専門店

の方がアドバイスします。
販売は致しません。

- ※都合で行わない場合あり。
- 難聴者に役立つ福祉機器の展示：難聴者用電話機、聴覚障害者用屋内信号装置などの展示。
- ※入場無料、予約不要。
- 問 難聴者協会
TEL 080(8742)9811
FAX 0285(51)1326
tcnk@theia.ocn.ne.jp

税



- 11月は個人事業税(2期分)の納付月です
- 納付期限の11月30日(木)までに金融機関で納付してください。
- コンビニエンスストア(税額30万円以下のもの)、ペイジーでも納付ができます。
- 口座振替を利用している方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。
- 問 大田原県税事務所課税課
TEL (23) 4172

平成29年分所得税の
青色申告決算説明会

| 開催日 | 対象 | 開催時間 | 開催場所 | 対象地域 |
|----------|-------|-------------|------------------------------------|----------------------|
| 12/11(月) | 営業所得者 | 14:00～16:00 | 那須塩原市厚崎公民館 2階大研修室 (那須塩原市上厚崎 500-1) | 那須塩原市 |
| 12/14(木) | 営業所得者 | 10:00～12:00 | 市生涯学習センター研修室D | 大田原市 |
| | 農業所得者 | 14:00～16:00 | | 大田原市 那須塩原市 那須町 |
| 12/15(金) | 営業所得者 | 10:00～12:00 | 那須町文化センター 2階研修室 (那須町大字寺子乙 2567-10) | 那須町 |

- ※対象地域以外の会場にも出席できます。
- 問 大田原税務署
TEL (22) 3115(代表)
- ※自動音声案内の「2」をお選びください。

年末調整および消費税の
軽減税率制度説明会

| 期日 | 説明会 | 開催時間 | 開催場所 | 対象地域 |
|-----------|--------|-------------|-----------------------------------|-------|
| 11月13日(月) | 年末調整 | 13:00～15:00 | 那須野が原ハーモニーホール 小ホール | 大田原市 |
| | 軽減税率制度 | 15:15～16:30 | | |
| 11月14日(火) | 年末調整 | 13:00～15:00 | 那須町文化センター 小ホール (那須町大字寺子乙 2567-10) | 那須町 |
| | 軽減税率制度 | 15:15～16:30 | | |
| 11月15日(水) | 年末調整 | 13:00～15:00 | 那須塩原市黒磯文化会館 小ホール (那須塩原市上厚崎 490) | 那須塩原市 |
| | 軽減税率制度 | 15:15～16:30 | | |

- ※指定場所に出席できない場合、他の場所への出席が可能です。
- 問 大田原税務署
TEL (22) 3115(代表)
- ※自動音声案内の「2」をお選びください。

※年末調整の資料は事前にご送付しますのでお持ちください。
※軽減税率制度の資料は当日受付で配布します。

**セルフメディケーション
税制（医療費控除の特例）**

平成29年1月から、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている方を対象に、自己または生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品のその年の購入費のうち1万2000円を超える部分の額（控除額上限8万8000円）の所得控除を受けられる制度（セルフメディケーション税制）が始まりました。

●一定の取組とは

次のいずれかをその年に受けることを言います。

- ①予防接種 ②がん検診 ③特定健康診査 ④勤務先で実施する定期健康診断 ⑤保険者が実施する健康診査

※領収書または結果通知表の提示が必要となります。

●スイッチOTC医薬品とは

医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアなどで医師の処方を受けなくても購入できる医薬品（OTC医薬品）に転用されたもの。

※対象商品の多くには共通

識別マークが表示されています。
（領収書は5年間の保存が必要となります）

なりませぬ。

●注意事項

①従前の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

②適用できるのは、平成30年度住民税申告（平成29年分確定申告）からとなります。

③一定の取組への支払いは控除の対象になりません。

※ご不明な点は左記へお問い合わせください。

問 税務課 B1階

TEL (23) 8725



「税を考える週間」

11月11日（土）～17日（金）

くらしを支える税

国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定めています。

期間中に大田原税務署の主な行事を紹介いたします。

■税に関する作文などの優秀作品の展示

▼11月11日（土）～17日（金）

大田原税務署、大田原県税事務所、大田原市役所、那須塩原市役所、那須町役場、金融機関ほか

■納税表彰式、税に関する作文などの表彰式

▼11月17日（金）午後3時～

トコトコ大田原

問 大田原税務署 総務課

TEL (22) 3115（代表）

※自動音声案内の「2」をお選びください。

国保・年金



交通事故で病院にかかるときは

交通事故など第三者（自分以外）からつづけた傷病の治療に国民健康保険や後期高齢者医療の保険証を使う場合は、必ず左記窓口へ届出をしてください。

本来、治療費は加害者が負担するものですが、一時的に国民健康保険や後期高齢者医療が立替払いをし、後から加害者に請求します。

また、市へ届出をする前に

加害者から治療費を受け取るなど示談を済ませてしまつと保険証を使った治療ができなくなる場合がありますので注意が必要です。

●申請窓口：国保年金課、黒羽支所総合窓口課、湯津上支所総合窓口課

TEL (23) 8857

問 国保年金課 A1階

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

■年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。平成29年1月～12月までに納付した保険料の全額が控除の対象となり、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、自身の保険料だけでなく、配偶

者やご家族（お子さまなど）の負担すべき国民年金保険料を納付された場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。なお、平成29年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは翌年の2月上旬に送られます。）「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号または左記にお問い合わせください。

問 大田原年金事務所

TEL (22) 6311